建設省告示第 号(平成十二年 月 日) (傍線部分は改正部分)

以 出	
る件 のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定め地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障	及び防火上支障のない構造地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の構造の基準
昭和四十年十二月十八日	昭和四十年十二月十八日
建設省告示第三千四百十一号	建設省告示第三千四百十一号
部分の温度を次のように定める。設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の可の規定に基づき、地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の七ま	
該当する構造としなければならない。 定に規定する冷却塔設備の防火上支障のない構造方法は、次の各号のいずれかに第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の二の七第一号の規	に該当する構造としなければならない。第二 冷却塔設備の主要な部分を不燃材料以外の材料で造る場合は、次の各号の一
一 充てん材を硬質塩化ビニル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難	一 充てん材を硬質塩化ビニル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難
燃性を有する材料(以下「難燃性の材料」という。) とし、ケーシング(下部	燃性を有する材料(以下「難燃性の材料」という。) とし、ケーシング(下部
水槽を含む。以下同じ。)を難燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化ビニ	水槽を含む。以下同じ。)を <u>不燃材料、準不燃材料</u> 又は強化ポリエステル板、
ル板(日本工業規格▲一三二一(建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法	硬質塩化ビニル板。その他これらに類する材料で昭和四十五年建設省告示第百一

- な部分を準不燃材料で造つたもの (以下「難燃材料に準ずる材料」という。) であるもので造り、その他の主要、燃焼性及び排気温度特性についてこれらと同等以上の防火性能を有する材料) 一九四四に規定する難燃三級のものに限る。) 若しくは加熱による変形性
- で<u>覆った</u>ものを含む。)で次のイ及び口に該当するもので造ったもの(難燃材料に準ずる材料で造ったケーシングの表面を準不燃材料に一充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分を準不燃材料
 - 以上に防火上有効に区画されているときを含む。) であるものットをこえる場合において、その内部が、容量三千四百キロワットにつきーイ 冷却塔の容量が三千四百キロワット以下(冷却塔の容量が三千四百キロワ
 - 以下の金網を張ったもの口 ケーシングの関口部に網目又は呼称網目のの大きさが二十六ミリメートル
- <u>ット以下であるもの</u> 三 ケーシングを難燃性の材料で造つたもので、冷却塔の容量が四百五十キロワ
- | 火設補が設けられている場合を除く。) までにあつては三メートルとする。 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第九号の二口に規定する防設けられているものを除く。) までにあつては二メートルとし、建築物の関口部次に定める構造の冷却塔から他の冷却塔 (当該冷却塔の間に防火上有効な隔壁が第二|| 今第百二十九条の二の七第二号に規定する建築物の他の部分までの距離は、
 - 料で造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造ること。 一 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、ケーシングを難燃材料に準ずる材

- 部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもの号の第一に規定する防火性能を有する材料であるもので造り、その他の主要な
- でおおった。ものを含む。)で次のイ及び口に該当するものる防火性能を有する材料で造つたケーシングの表面を不燃材料又は準不燃材料は準不燃材料で造つたもの(昭和四十五年建設省告示第百一号の第一に規定すこ 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分を不燃材料又
 - 防火上有効に区画されているときを含む。)であるものをこえる場合において、その内部が、容量<u>七百五十冷却トン</u>につき一以上にて、冷却塔の容量が<u>七百五十冷却トン</u>以下(冷却塔の容量が<u>七百五十冷却トン</u>
 - 以下の金網を張ったもの口 ケーシングの関口部に網目又は呼称網目のの大きさが二十六ミリメートル

部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもので次のイから二までに該当するも告示第百一号の第一に規定する防火性能を有する材料で造り、その他の主要な三一充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、ケーシングを昭和四十五年建設省

以上に防火上有効に区画されているときを含む。) とすること。フットを超える場合において、その内部が、容量二千二百キロワットにつき一一、冷却塔の容量を二、二〇〇キロワット以下(冷却塔の容量が、二千二百キロ

| G金網を張ること。 | 「ケーシングの関口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下

<u>十度とする。</u> 第三 今第百二十九条の二の七第三号に規定する建設大臣が定める温度は、二百六

温温

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

6

- に区画されているときを含む。)であるものる場合において、その内部が、容量五百冷却トンにつき一以上に防火上有効 冷却塔の容量が五百冷却トン以下(冷却塔の容量が、五百冷却トンをこえ
- でない。 であること。ただし、防火上有効な隔壁が設けられている場合は、この限り 同、冷却塔が二以上ある場合においては、冷却塔相互の間隔が二メートル以上
- 下の金網を張ったもの
 「ケーシングの関口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以
- けられている場合は、この限りでない。 「建築基準法施行今第百九条第一項に規定する防火戸その他の防火設備が設」 、建築物の関口部から三メートル以上離れていること。ただし、当該関口部
- <u>であるもの</u> 四 ケーシングを難燃性の材料で造つたもので、冷却塔の容量が百冷却トン以下